

事業の概要

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 事業の種類 | 病児・病後児保育（企業主導型保育施設） |
| 事業所の名称 | 福島卸商団地協同組合みらい・ゆめ保育園 |
| 事業所の所在地 | 福島市鎌田字卸町 12 番地の 3 |
| 電話番号・FAX 番号 | 024-563-7716 / 024-563-7717 |
| 設置者氏名 | 福島卸商団地協同組合 理事長 大内 弘之 |
| 管理者氏名 | 施設長 清野 裕一郎 |
| 利用定員 | 3 人（生後 6 ヶ月～就学前） |

事業の目的

みらい・ゆめ保育園内の病児・病後児保育施設では、保護者の方に代わり、専任の看護師が病気または病気の回復期にあり、集団生活が困難な地域のお子さん、他の施設に通われているお子さん（生後 6 ヶ月～就学前）を専用保育室で一時的に預かることを目的としています。

利用できる病気の範囲

通常の通院で治療可能な病気にかかれたお子さんが対象で、**かかりつけ医からの指示に従い、安静・投薬の療養をいたします。**

麻しん（はしか）・流行性角膜結膜炎（流行り目）・感染性胃腸炎などの感染が非常に強い疾患や、新型インフルエンザは対象外です。

※病児・病後児の受け入れ基準は 4 ページをご参照ください。

施設・設備の概要

| | |
|------|--------------------------------------|
| 構造 | 鉄骨造 2 階建（耐火建築物）725.05 m ² |
| 病児室 | 14.60 m ² |
| 病後児室 | 14.60 m ² |
| 医務室 | 6.20 m ² |
| 設備等 | トイレ・洗面台・空調設備・空気清浄機・ベッド他 |

職員配置

| 職種 | 人数 | (内 非常勤) |
|-----|----|---------|
| 看護師 | 2名 | (0名) |
| 保育士 | 2名 | (0名) |

利用できる日時・および休日

| | |
|--------|---|
| 通常利用時間 | 月曜日～金曜日 8:00～17:00 |
| 休日 | 土曜日・日曜日・祝祭日 年未年始(12月29日～1月3日) その他 園長が定めた日 |

利用料金

| | |
|-----|----------|
| 保育料 | 1時間 250円 |
| 給食費 | 250円 |

※当園の在園児は無料です。

嘱託医・緊急時の対応

当園では、以下の嘱託医と契約を締結しています。

| | | | |
|------|-------|----------|------------------|
| 小児科医 | 小島 滋恒 | こじま小児科医院 | TEL 024-558-2231 |
| 歯科医 | 菅野 宏治 | こうじ歯科医院 | TEL 024-554-4118 |

利用中に体調の変化等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医・協力医またはかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

災害時の避難場所等

| | | | |
|-------|--------------|----------------|--------------|
| 緊急避難先 | アクティおろしまち | 福島市鎌田字卸町10-1 | 024-553-1451 |
| 管轄消防署 | 福島市飯坂消防署東出張所 | 福島市鎌田字一里塚7-3 | 024-553-7796 |
| 管轄警察署 | 福島北警察署 | 福島市飯坂町平野字江合2-8 | 024-554-0110 |

苦情等の受付について

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL 024-563-7716 |
| 受付担当者 | 主任保育士 伊藤佳代子 |
| 解決担当者 | 園長 瀬川千架子 |
| | 第三者委員 千葉 政行 |
| | // 阿部 大希 |

保険について

当園では、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|----------------|
| 保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険名 | 総合生活保険 |
| 保障の概要 | 保育中の事故等 |
| 保険金額 | 1,000 千円 |

個人情報の保護について

当病児・病後児保育室では利用児およびその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いにつとめます。

職員は、保育を行う上で知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- ①利用児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用児およびその家族の個人情報を用いません。
- ②利用児およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他電磁的なものも含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③管理する情報については、利用児の家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・削除を求められた場合は、遅滞することなく調査を行い、訂正・削除を行うものとします。

病児・病後児保育受け入れ基準

1. 病児・病後児保育を利用できない病状・症状

- ① 伝染性疾患（他児に感染する恐れの高いものの急性期）
麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など
- ② 38.5度以上の発熱が4日以上続いている場合
- ③ 嘔吐・下痢がひどい場合
- ④ 脱水症状の兆候がある場合
- ⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
- ⑥ 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
- ⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
- ⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態
（前回のけいれん発作から48時間以上経過していない）
- ⑩ 入院等の措置が必要と考える状態

2. 各感染症と目安となる許可基準

- ① インフルエンザ（4日目から隔離室で利用可）
- ② おたふくかぜ（症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可）
- ③ 麻しん（解熱後3日経過していれば利用可）
- ④ 風しん（発疹が消失していれば利用可）
- ⑤ 水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可）
- ⑥ 百日咳（マクロライド系抗菌薬内服後5日経過していれば利用可）
- ⑦ 咽頭結膜熱（症状が安定していれば利用可）
- ⑧ 溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可）
- ⑨ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎（下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可）
- ⑩ 流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑪ 急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑫ マイコプラズマ感染症（抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可）
- ⑬ 手足口病（症状が安定していれば利用可）
- ⑭ 伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可）
- ⑮ ヘルパンギーナ（症状が安定していれば利用可）
- ⑯ RSウイルス感染症（症状が安定していれば利用可）
- ⑰ 帯状疱疹（利用可）

その他留意していただきたいこと

◎予約受付後、当日の朝の病状により保育ができないと判断した場合は、お預かりできないことがあります。

◎体調の悪化や急変時、お子さんの状態により保護者の方へ連絡をいたします。

- ・病児保育利用中は必ず保護者の方と連絡の取れる連絡先をお知らせください。
- ・保育中に病状が悪化し、保育の継続が困難になったときには、予定時間前でもお迎えをお願いします。
- ・病児保育利用中に必要であると判断した場合は、嘱託医またはお子さんのかかりつけ医に連絡をさせていただきます。

※緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても、当病児・病後児保育室では責任を負いません。

◎当病児・病後児保育室では点滴等の医療行為はいたしません。

◎利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性がまったくないということではありません。ご了承の上お申し込み下さい。

◎事故や災害などのやむを得ない事情を除き、連絡のないキャンセルや延長を繰り返す場合には、次回からのご利用をお断りすることがあります。

◎災害等により他の場所へ避難をした場合には、病児・病後児室玄関に避難先の掲示と電話連絡をいたしますので、お迎えはそちらにお願いいたします。

◎「症状が安定していれば」の判断基準

水分摂取が可能か・ぐったりしていないか・通常と比較して極度に元気がないか等、あくまでもかかりつけ医の指示に従って下さい。

薬について

医師の判断により病児保育で与薬が必要な場合は、与薬依頼書の提出をお願いします。

①解熱剤・座薬・鎮痛剤はお預かりできません。

②保護者の判断で持参された市販薬には対応できません。(医療機関で処方された薬のみ)

③お薬を持参するときは、必ず記名をして1回分のみ持参して下さい。(水薬も容器に1回分のみ入れて下さい)

④お薬は、必ず看護師に手渡して下さい。カバンの中にある入れてある薬は、服用させることができません。

利用に関して

利用にあたっては事前の登録・予約が必要です。予約の際に症状等を伺い、受け入れ可能かどうかを判断させていただきます。

利用される場合は、事前に必ず医療機関（かかりつけ医）の受診および診療情報提供書（医師の連絡票）を記入してもらって下さい。診療情報提供書は医師に記入していただく必要がありますので、受診の際には診療情報提供書を持参して下さい。**診療情報提供書で不明な点がある場合には、こちらの方からかかりつけ医に確認させていただきます。**

利用をキャンセルする際は、早めに連絡をして下さい。

利用の流れ

初めに事前登録が必要です 事前に電話連絡の上、来園ください 024-563-7716
みらい・ゆめ保育園の園児は別紙になります。

（登録時 持参するもの）

- ①健康保険証 ②乳児医療受給者証 ③母子手帳 ④印鑑

（登録利用説明時 記入いただくもの）

- ①利用登録書 ②病児保育利用同意書兼個人情報取り扱いに関する同意書
③アレルギー疾患に関する調書

利用前日までに予約ができる場合

◎ 医療機関を受診

- ・病児・病後児保育を利用したい旨をお伝えください。
- ・「診療情報提供書(医師の連絡票)」を記入してもらいます。

◎ みらい・ゆめ保育園病児保育室に予約の電話を入れる。(TEL 024-563-7716)

- ・「診断名・病状・医師の指示・利用時間・給食の提供の有無・アレルギーの有無」をお伝えください。
- ・当日でも空きがあれば利用いただけます。

利用当日

1. みらい・ゆめ保育園病児保育室へお越しください。

（当日 持参するもの）

- ①利用申込書・家庭との連絡票
②診療情報提供書（医師の連絡票）
③薬および与薬依頼書(薬は1回分のみ)
④着替え・おむつ・おしりふき・ビニール袋
⑤利用料（お迎え時にお支払いいただきます）